理事長の権限に属する契約委任規程

○制　定（平成２６年１月２４日）

社会福祉法人
大　川　市　福　祉　会

理事長の権限に属する契約委任規程

（目的）

第１条　この規程は、理事長の権限に属する契約の委任について定める。

（委任事項）

第２条　理事長の権限に属する契約のうち次の各号に掲げる契約締結については、施設長（管理者）に委任する。

（１）利用者との利用契約

（２）就労継続Ｂ型事業所における作業受託契約

（３）就労支援における実習・訓練の委託契約

附　則

この規程は平成２６年２月１日から施行する。